

第7回検討委員会(4/22)および会議後に寄せられた委員意見と対応(案)

No. 意見	対応(案)
前文(第7回検討委員会時点案)	
<p>1. 誰に向けて何を伝えたいのか。なぜこの条例を作ろうとしたのか、背景があった方が読みやすい。</p> <p>2. なぜこの条例をつくるのか、どんなことをやろうとしているのか、それでどんな結果になるのか、起承転結でまとめては。最後の2段落を一つにまとめれば結論になる。</p> <p>3. 条例をつくる理由を記述しては。(例:多摩市に住みたい子ども・若者が少ないというアンケート結果) 親の影響は子どもにも連鎖するので、良い連鎖を生み、悪い連鎖を断ち切ることが大切。悪い状況からでもチャレンジできるように。懇談会報告書を参考にしては。</p> <p>4. 4つの権利について「子どもの権利条約に基づき」など詳しい権利の内容が紐解けるように。この記述だけではどのような権利がわからない。</p>	<p>前文については、全面的に再整理する。</p> <p>↓</p> <p>修正案について、メールで委員に意見照会(4/30~5/6)を実施した。(詳細は次ページ以降参照)</p>

前文（会議後修正案）	
<p>5. （第7回会議後）</p> <p style="text-align: center;">※修正箇所は見え消し・下線</p> <p>今、日本は生きづらさや、困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。そこには、経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が、子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校の増加、<u>若年者の自殺の増加</u>や、ひきこもりの長期化などの課題が顕在化しています。</p> <p>どんな時代においても、生まれ育った環境でどのよう な環境に生まれ、暮らしていても、未来への希望を失うことなく、<u>助け合いながら、</u>誰にも助けを求められない 状況に陥ることがないよう、子ども・若者が<u>育ち暮らし</u> <u>していけるよう、</u>の支援や活躍に目を向けた、多摩市なら ではの、<u>環境をつくる</u>ことが重要です。</p> <p>子ども・若者には、子どもの権利条約で定められている、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利のほか、さらに<u>挑戦を後押しされる</u>権利も<u>必要で</u> <u>す</u>あります。</p> <p>子ども・若者は、守られるだけの存在ではなく、自ら考え行動できる存在でも<u>あります</u>。周囲が、子ども・若者の主体性を尊重し、<u>お互いに認め合う</u>ことによって、子ども・若者の自己肯定感や自信に<u>つながり、失敗を恐</u> <u>れない挑戦が可能になります。</u></p> <p>わたしたちは、子ども・若者の権利を共通認識として、すべての子ども・若者が<u>自分らしさを見出し、のび</u> <u>のびと</u>成長できるように、次の取組を進めます。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>文章表現について、全体的に反映し修正する。 （詳細は以下のとおり。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>つながり、失敗を恐</u> <u>れない挑戦が可能にな</u> <u>ります。</u>」 ⇒言い切ることが難しいため、現行のままとする。 ● 「<u>自分らしさを見出</u> <u>し、のびのびと</u>」 ⇒「自分らしさを見出し」に修正する。

(続き)

わたしたちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、~~本大に~~寄り添った支援ができるように、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

わたしたちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、挑戦する勇気をたたえ、結果にとらわれずその未来を応援します。

わたしたちは、このまちで暮らし、活動している強みを生かして、ときには、子ども・若者自身ともお互いに力を合わせて、子ども・若者の支援やが活躍する多摩市に向けて行動します。

わたしたちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや、だれもが健やかで幸せを実感できる健幸都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、「子ども・若者を誰ひとり取り残さない、市民としての子ども・若者を大切にするまち・多摩市」の実現を目指し、この条例を制定します。

【コメント】私たち（市民）には子ども・若者も含まれます。助けられるばかりではなく、主体性、挑戦、自己肯定感、自信、互いに、などのキーワードにつなげるためにも、対等性、相互信頼、大人と子ども・若者の相互性に加え、子ども・若者同士の相互性（ピアサポート）を想定できるような内容となることを意識。指示語はできるだけ削除し、端的に言い切れるような文章を意識。

結論に他の条例やキャッチフレーズが入っていますが、できれば、条例検討に先立ってまとめられた懇談会の名称や報告事項も入れていただけると、そこに立ち戻ってくれる人もいるかな、と思いました。

- 「市民としての子ども・若者」

⇒同じ意味を端的に表現しているため現行のままとする。

- 懇談会報告書については、市としての決定文書ではないため条文には記載しないが、条例周知の際に、これまでの検討の経緯として示すことなどを想定している。

6. (第7回会議後)

「挑戦を後押しされる権利」は不要では。先の4つの権利の中に含まれる内容。三段目の宣言に具体的に表現されている。

「第4条 子ども・若者の権利」で記載があるため、「挑戦する権利」として、文章を整理し、修正する。

<p>7. (第7回会議後) 「子ども・若者の権利を共通認識として、<u>皆がその真の意味を理解し、</u> 権利の内容をきちんと理解した上で取り組むぞ!という決意をこめて。</p>	<p>「さらに理解を深め」に修正する。</p>
<p>8. (第8回会議事前確認時点) 「子ども・若者<u>自身</u>とも力を合わせて」 ⇒「子ども・若者とも力を合わせて」に修正。</p>	<p>「子ども・若者とも力を合わせて」に修正する。</p>
<p>第1条 目的</p>	
<p>9. (第7回会議前) 「子ども・若者が自らの意思によってまちづくりに参画し活躍できる環境を整えることによって、」 ⇒「子ども・若者が自らの意思を表現できる環境を整えることによってまちづくりに参画し活躍したり、」 ↓ <※第7回検討委員会時点> 「子ども・若者が自らの意思を表現し、まちづくりに参画し、活躍できる環境」に修正。</p>	
<p>↓ 10. (第7回会議後) 「子ども・若者が自らの意思を表現し、まちづくりに参画し、活躍できる環境」の意思は、意見では。意思を表現する、という言い回しはあまり聞かない。意思は表明する、貫き通す、などの動詞とともに使用する。表現するのは、「意見」であったり、「思い」であったり、気持ちや内面の状態であると思う。</p>	<p>積極的に意見を発言できる子ども・若者だけでなく、より広い意味での意思表示を意図して「意思の表現」と記載していたが、意味としては「まちづくりに参画し、活躍できる環境」に含まれる内容である。よって簡潔に表記するため、「自らの意思を表現し」を削除し、「子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境」に修正する。</p>

<p>■ 「お互いの自分らしさを認め合いながら」</p> <p>11. 「自分の自分らしさを認め、他者のその人らしさを認める」</p> <p>12. 「他者の自分らしさ」よりも「他者のその人らしさ」の方がわかりやすい。</p> <p>13. 「お互いの」を、「個々の」や「ひとりひとりの」に変えては。</p> <p>14. (第7回会議後) 「お互いを認め合う」では。「自分らしさ」とはなかなか難しい概念。「自分自身と、また、周囲の他者を、子ども・若者以外の大人世代も含めて認め合うことにより、自他尊重の社会を実現することができます。」</p>	<p>「自分自身を認めるとともに、お互いに認め合いながら」に修正する。</p>
<p>15. (第7回会議後) 「<u>あらゆる状況の子ども・若者が、他者と価値観を認め合いながら自己肯定感を育み、それぞれが目指す姿に向けて成長できることを目指します。</u>」 ⇒多様性に富んだ、とか、多様な、では。それどころでない生存すら危うい状態の子どもに、価値観を認め合い、自己肯定感を育むのは難しい。</p>	<p>さまざまな状況の子ども・若者を含む意図のため、現行のままとする。</p>
<p>16. (第7回会議後) 「考え方や抱えている事情等は、人それぞれ異なることから、目指す姿も人それぞれ異なります。子ども・若者が自分なりの目指す姿を考え、」 ⇒「<u>将来を考えるためには現在の生活で安定して、受容されているという感覚を持って生き、暮らしていることが不可欠です。その上で、各自がそれぞれ目指す姿を思い描いて、</u>」</p>	<p>前半を追記して修正する。</p>
<p>17. (第8回会議事前確認時点) 「受容されている感覚」の「受容」は主に支援者側で使う言葉だと思われるので、市民向けに、例えば、「自身が受け入れられている感覚」のように言い換えては。</p>	<p>「自身が受け入れられている感覚」に修正する。</p>

第2条 定義	
<p>18. (第7回会議後)</p> <p>子ども・若者の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間の場合、胎児期でよいのでは。 ・解説では、始期がわからないので、「0歳からおおむね30代まで」としては。 	<p>(※事務局にて整理)</p> <p>胎児は法制度上、権利能力がないため、権利主体として子ども・若者の定義に含むことができない。また、まちづくり参画・活躍の対象と考えることも難しい。しかし、胎児期(妊娠期)からの切れ目のない支援は重要であることから、条文では、始期を明確にせず「概ね30代までの市民」として定義する。(子どもの条約では子どもの定義を「18歳未満」としている。)また、解説に、胎児について可能な範囲で取組の対象とすることを記載する。</p>
<p>19.</p> <p>学校等は、市民に含まず、別に項目を立てた方が良いのでは。</p>	<p>学校等に特化した役割の規定がないため、現行のままとする。</p>
	<p>(※事務局にて整理)</p> <p>事業者の役割の条項を市民の役割に統合したため、事業者の定義を削除し、市民の解説に民間企業を追記する。</p>
	<p>(※事務局にて整理)</p> <p>事業者および関係機関は、市民の定義に含まれるため、表現を整理し、条文上は「市民」とし、解説では「市民個人や団体」などに修正する。(以下、他の条項についても同様。)</p>
<p>20. (第8回会議事前確認時点)</p> <p>(3) まちづくりの解説「さまざまな取組が想定されます。」</p> <p>⇒ 「さまざまな取組を想定しています。」</p>	<p>「さまざまな取組を想定しています。」に修正する。</p>

第3条 基本理念	
<p>21. (第7回会議後) 「自分らしく成長できるように」 ⇒ <u>「それぞれが目指す姿を思い描き、それを目指して成長できるように、」</u></p>	<p>同じ意味を端的に表現しているため現行のままとする。</p>
■第4項解説・子どもヒアリングの結果について	
<p>22. 子どもヒアリングの回答者はごく少数。子どもの他者を支援する力について、そのデータを根拠として記載するのは書きすぎでは。</p> <p>23. (第7回会議後) なにを伝えたいのかわかりづらい。「他者を支援する力を発揮しています。こうした仲間同士の相互支援（ピア・サポート）を大切にして、伸ばすような社会の仕組みが求められています」など追記しては。</p>	<p>根拠データとすることが適さないため、記載を削除する。</p>
第4条 子ども・若者の権利	
※意見なし	
第5条 市民の役割	
<p>24. 市民の中に、専門性を持つ主体も含まれているが、それがうまく表現されていない。市民活動とは異なる専門性や機動性について記載しては。</p>	<p>第3項の条文と解説を修正する。 「市内で活動する団体は、<u>それぞれが持つ強みを活かし、子ども・若者の支援・活躍に向けて活動し、必要に応じて市や他の団体と相互に連携するよう努めるもの</u>とします。」</p>
(※事務局にて整理)	
<p>解説の「大人世代」についての説明として「家族や地域など子ども・若者の周り</p>	
<p>にいる大人世代」に修正する。</p>	

第6条 事業者の役割	
<p>25. ①従業員への支援と、②社会貢献で項目を分けて記述しては。</p> <p>26. 従業員への支援だが、市内在勤で市内在住者はそこまで多くないと考えるが項目として立てるべきか。</p> <p>27. 市内の企業が積極的に協力することで、例えば市外の企業で働いていたがなんらかのトラブルでひきこもってしまった市民の人にとって、一つの解決案のモデルになると良いのでは。</p> <p>28. ひきこもりの方の雇用を求めることは現実的でない。パワハラを含め、人権についてまずは理解して守ってもらうことが現実的では。</p> <p>29. ひきこもりの方の雇用は、障がい者雇用のような法的な決まりがないので進まないのでは。市内の事業者だけに負担を強いるということになるのは疑問。解説は、ひきこもりの原因が企業にあるように読み取れる。事業者はSDGsやESG投資などの社会的な取組も進めている中で、行政側から事業者への押し付けが感じられる表現は避けるべき。</p> <p>30. (第7回会議後) 困難な状況にある若者支援として就労体験の機会を得て、段階的に安定的な就労に移行していくプログラム開発が重要。「仕事の切り出し」を工夫、職場に慣れるところから始める「ユニバーサル就労」この実現には、困難を抱える若者を大らかに受け止め、見守り励まししながら仕事を教える職場の開拓が必要。事業所にも手当が必要。そのような事業所を普及させる後押しになる条文があると良いのでは。例えば、「事業者は、事業活動においてその知見や資源を活かし、困難を抱える若者の成長を支援し、人材の育成に努めるものとします。」会社のCSRとして子ども食堂を支援するようなことを想定した条文とは異なる。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	<p>「第6条 事業者の役割」を削除し、「第5条 市民の役割」の中に、事業者の役割として、働く場の提供を通じた人材育成について追記する。社会貢献の側面や事業活動として子ども・若者への支援を行う事業者の役割については、「第5条 市民の役割」の第1～3項に含まれている。</p> <p>解説では、事業者に対して、義務を負わせる意図ではなく、ともにまちづくりを担う協力者としての役割を示せるよう表現を修正する。</p>

<p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>31. (第7回会議後)</p> <p>1. 「事業活動において」事業者が子どもの成長を支援するとは。職場体験・就労体験は事業活動ではなく「社会貢献活動」としての位置づけが大きい。</p> <p>2. 「ひきこもり」が就職先での問題がきっかけのように書かれていて、社会課題を押し付けている印象。事業者がこの解説を見て、気持ちよく協力しようとは思えない。Win-Winになれる記載になっていると良い。</p> <p>3. 上記2のWin-Winの記載が難しいようであれば、事業者をあえてくり出さず、第5条 市民の役割の中に含めた方が良い。3で団体等を記載しているので、4として事業者の役割を記載しては。そうすることで、市民の役割として「事業者も」担う部分があることを認識できる。</p>	<p style="text-align: center;">※同上</p>
第7条 市の役割	
<p>32.</p> <p>「市は、基本理念にのっとり、総合的かつ具体的な施策を講じられるように、必要な推進体制について検討するとともに、その実現に向けて<u>積極的に</u>取り組むものとしします。」</p>	<p>指摘のとおり修正する。</p>
<p>33. (第7回会議後)</p> <p>「市は、市民及び関係機関等と連携し、役割分担して<u>市民等の活動と補完し合う</u>とともに、各主体間の連携に向けて協力を呼びかけ、必要に応じて適切な施策を講じるものとしします。」</p>	<p>解説に追記する。</p>
<p>34. (第7回会議後)</p> <p>「数値目標に基づく<u>施策評価と、改善点の発見と計画修正のプロセスの確立</u>」</p>	<p>「数値目標に基づく<u>施策評価と改善</u>」に修正する。</p>
<p>35. (第7回会議後)</p> <p>「子ども・若者の<u>視点が反映された</u>わかりやすい副読本の作成・配布」</p>	<p>指摘のとおり修正する。</p>
	<p>(※事務局にて整理)</p> <p>「子ども・若者を含む市民・事業者等」</p> <p>⇒「子ども・若者を含む市民」</p>

第8条 切れ目のない支援のためのしくみ	
36. 子ども・若者を支える家族への支援の目線も入れてほしい。	第2項の解説に追記する。
37. 「困難に気づくための多様な機会」について、基本理念で規定する「切れ目のない支援を受けられる環境」よりぼやけている。場づくりも含むなど、踏み込んだ表現をすべきでは。相互連携・相互支援の専門性の観点も位置付けては。	解説に、「地域のつながりなどさまざまな機会を通じて」困難を発見できるよう記載している。 条文は、文章の主述関係を整理し「困難を抱える子ども・若者に気づき、支援につながるための多様な機会」に修正する。
38. (第7回会議後) 第1項「 <u>困難に気づくための多様な機会</u> 」⇒「 <u>困難に気づき、助けを求められるように多様な機会</u> 」	
39. 年齢での切れ目や生活時間（家庭・民間・専門機関）の切れ目。なぜ切れているのかという視点で考えて文章を作っては。	第2項に、年齢や制度の狭間で支援が途切れないう連携する旨を規定しているため現行のままとする。
40. 切れ目をなくすほかに、切れ目を組織がつなぐことも重要な視点では。	
41. (第7回会議後) 第1項解説 「自分の困り事を自覚できていない子ども・若者についても、自分の危機に <u>気づき、支援を活用できるよう働きかけます。</u> 」	指摘のとおり修正する。
42. (第7回会議後) 第2項解説 「子ども・若者の支援者は、子ども・若者やその家族を含む市民等からの相談に適切に応じられるよう機能の充実を図り、年齢や制度等の狭間で支援が途切れないう、必要に応じて次の支援者と <u>行政とつながります。</u> 」	支援者に行政も含まれるため現行のままとする。
43. (第7回会議後) 第3項解説 「市は、子ども・若者の支援に、 <u>思いや意欲</u> だけではなく <u>その道の専門性や技術</u> を持った人材が集まり、やりがいと自信を持って活動できるような施策を総合的に検討し、講じるよう努めます。」	「思いや意欲、専門性や技術を持った人材」に修正する。

	<p>(※事務局にて整理) 「市を含む子ども・若者を支援する者」 ⇒「市及び子ども・若者を支援する市民」</p>
<p>第9条 まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり</p>	
<p>44. (第7回会議後) 第1項解説「まちづくりに参加」⇒「<u>まちづくりに参画</u>」</p>	<p>指摘のとおり修正する。</p>
<p>45. (第7回会議後) 第2項解説「<u>若い世代の力を信じ</u>」 この言葉を書いている条例等はないと思うので、画期的だと思う。下線や太字などで目立たせてほしい</p>	<p>表記は現行のままとし、今後の広報上の参考とする。</p>
	<p>(※事務局にて整理) 「市を含む子ども・若者に関わるさまざまな主体」 ⇒「市及び子ども・若者に関わる市民」</p>
<p>第10条 子ども・若者計画</p>	
<p>46. 検討委員会提案として、「子ども・若者活躍プラン(子ども・若者の意見による計画。若者が活躍することを目的に、行政主導ではなく若者が考えるアイデアを出してもらう。)」を追加。</p> <p>47. がんばりたいけれど上手く進まない若者も対象に。一人ひとり活躍のステージは違うということを意図して作りこんではどうか。</p>	<p>検討委員会からの提言に「子ども・若者活躍プラン」について追記する。</p>
<p>第11条 推進体制</p>	
<p>48. (第7回会議後) 検討委員会からの提言の「子ども・若者の参画を必須とする外部組織の設置」と「各組織の代表者及び子ども・若者当事者を構成員とした外部組織の設置」は同じことか。</p>	<p>違いが分かるよう修正する。</p>
	<p>(※事務局にて整理) 第5条・第10条の記載と整合性をとり、「子ども・若者の支援・活躍の<u>推進</u>に向けて」に修正する。</p>